議案第57号

逗子市在宅障がい者福祉手当条例の制定について

逗子市在宅障がい者福祉手当条例を次のように制定する。

令和3年11月25日提出

逗子市長 桐ケ谷 覚

逗子市在宅障がい者福祉手当条例

(目的)

第1条 この条例は、在宅障がい者福祉手当(以下「手当」という。)を支給することにより、在宅の障がい者の生活の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

- 第2条 この条例において「障がい者」とは、毎年度の8月1日(以下「基準日」という。)において逗子市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するもの(65歳に達した日以後に初めて手帳の交付を受けた者は除く。)をいう。
 - (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条に規定する児童相談所又は知的障害 者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条に規定する知的障害者更生相談所において 知能指数が75以下又はそれと同等と判定された者で療育手帳若しくはこれに相当す る手帳の交付を受けたもの
 - (2) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者
 - (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- 2 この条例において「保護者」とは、親権者、後見人その他の者で、障がい者を現に 監護しているものをいう。

(申請及び決定)

- 第3条 手当の支給を受けようとする障がい者又は保護者(以下「受給資格者」という。) は、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、翌年度以降引き続き手当の支給を受けようとする者については、この限りでない。
- 2 手当の支給については、前項の申請に基づき市長が決定する。 (手当の支給制限)
- 第4条 障がい者が、毎年度の基準日において次の各号のいずれかに該当する場合は、 手当を支給しない。
 - (1) 逗子市内に住所を有しないとき。
 - (2) 第2条第1項各号に該当しないとき。
 - (3) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号。以下「法」という。)第17条第2号並びに第26条の2第1号及び第2号に規定する施設に継続して3月を超えて収容されているとき。ただし、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームを除く。
 - (4) 前年の所得が法第20条の規定により特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第7条に定める額を超えるとき。ただし、20歳未満の者については、保護者の前年の所得が同条に規定する額を超えるとき。

(手当の額等)

- 第5条 手当の額は、障がい者1人につき年額60,000円の範囲内で市長が規則で定める。 ただし、市長が特に必要があると認める者については、手当の額を加算することがで きる。
- 2 手当は、第3条第2項の規定により支給を決定し、申請を受け付けた日の属する年度の基準日において前条各号のいずれにも該当しない場合は、当該年度分を支給する。
- 3 手当は、毎年1月に当該年度分を支給する。ただし、特段の事情により未支給分が あるときは、随時支給することができる。

(調査)

第6条 市長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無及 び手当の額の決定のために必要な事項に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は 職員をしてこれらの事項に関し受給資格者若しくはその他の関係人に質問させること ができる。

(手当の返還)

第7条 市長は、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者がある場合は、その者に支給した手当の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
 - (逗子市重度心身障がい者手当条例及び逗子市心身障がい児手当条例の廃止)
- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
 - (1) 逗子市重度心身障がい者手当条例(昭和50年逗子市条例第11号)
 - (2) 逗子市心身障がい児手当条例(昭和43年逗子市条例第17号)

(逗子市重度心身障がい者手当条例及び逗子市心身障がい児手当条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の日の前日において廃止前の逗子市重度心身障がい者手当条例及び 逗子市心身障がい児手当条例の規定によってした申請及び決定は、この条例の規定に よってした申請及び決定とみなす。

(逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

4 逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に 基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年逗子市条例第 30号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

機関事務		事務	
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月	
		8日社発第382号厚生省社会局長通知。以下「昭和29年通知」という。)	
		に基づく外国籍の市民の保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関	
		る事務であって規則で定めるもの	
2	市長	逗子市在宅障がい者福祉手当条例(令和3年逗子市条例第 号)による	

		支給に関する事務であって規則で定めるもの	
3	市長	重度障がい者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	
4	市長	逗子市小児の医療費の助成に関する条例(平成7年逗子市条例第19号)	
		による医療証の交付又は医療費の助成に関する事務であって規則で定	
		めるもの	
5	市長	ひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるも	
		σ	
6	市長	ひとり親家庭等の福祉手当の支給に関する事務であって規則で定める	
		もの	
7	市長	逗子市放課後児童クラブ条例(平成23年逗子市条例第27号)による保育	
		料の額及び減免に関する事務であって規則で定めるもの	

別表第2を次のように改める。

別表第2 (第4条関係)

	機関	事務	特定個人情報			
1	市長	昭和29年通知に基づく外国	(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)その			
		籍の市民の保護の決定及び	他の地方税に関する法律に基づく条例の			
		実施又は徴収金の徴収に関	規定により算定した税額若しくはその算			
		する事務であって規則で定	定の基礎となる事項に関する情報(以下			
		めるもの	「地方税関係情報」という。)であって規			
			則で定めるもの			
			(2) 児童手当法 (昭和46年法律第73号)によ			
			る児童手当又は特例給付に関する情報で			
			あって規則で定めるもの			
			(3) 介護保険法 (平成9年法律第123号) に			
			よる介護給付、予防給付又は市町村特別			
			給付の支給に関する情報であって規則で			
			定めるもの			
			 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合			
			 的に支援するための法律(平成17年法律			

			第123号) による自立支援給付の支給に
			関する情報であって規則で定めるもの
2	市長	逗子市在宅障がい者福祉手	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		当条例による支給に関する	
		事務であって規則で定める	
		<i>€</i> Ø	
3	市長	重度障がい者の医療費の助	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		成に関する事務であって規	
		則で定めるもの	
4	市長	逗子市小児の医療費の助成	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		に関する条例による医療証	
		の交付又は医療費の助成に	
		関する事務であって規則で	
		定めるもの	
5	市長	ひとり親家庭等の医療費の	(1) 地方税関係情報であって規則で定める
		助成に関する事務であって	€ <i>0</i>
		規則で定めるもの	② 児童扶養手当法(昭和36年法律第238
			号)による児童扶養手当の支給に関する
			情報(以下「児童扶養手当関係情報」とい
			う。)であって規則で定めるもの
6	市長	ひとり親家庭等の福祉手当	(1) 地方税関係情報であって規則で定める
		の支給に関する事務であっ	もの
		て規則で定めるもの	② 児童扶養手当関係情報であって規則で
			定めるもの
7	市長	逗子市放課後児童クラブ条	(1) 地方税関係情報であって規則で定める
		例による保育料の額及び減	もの
		免に関する事務であって規	② 生活保護法(昭和25年法律第144号)に
		則で定めるもの	よる生活扶助を受けている者に関する情
			報(以下「生活保護関係情報」という。)

1			l	
				であって規則で定めるもの
			(3)	
			,	保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に
				関する情報(以下「外国人に対する生活保
			i	護関係情報」という。)であって規則で定
				めるもの
			(4)	児童扶養手当関係情報であって規則で
				定めるもの
8	市長	地方税法その他の地方税に	(1)	生活保護関係情報であって規則で定め
		関する法律及びこれらの法		るもの
		律に基づく条例による地方	(2)	外国人に対する生活保護関係情報であ
		税の賦課徴収又は地方税に		って規則で定めるもの
		関する調査(犯則事件の調	(3)	国民健康保険法(昭和33年法律第192
		を含む。)に関する事務で 変を含む。)に関する事務で		号)による保険料の特別徴収対象被保険
		あって規則で定めるもの		者に関する情報並びに保険料の徴収に関
			,	する情報であって規則で定めるもの
			(4)	高齢者の医療の確保に関する法律(昭
			:	和57年法律第80号)による保険料の特別
			:	徴収対象被保険者に関する情報並びに保
				険料の徴収に関する情報であって規則で
				定めるもの
			(5)	介護保険法による保険料の特別徴収対
				象被保険者に関する情報並びに保険料の
				徴収に関する情報であって規則で定める
				₺ の
9	市長	 神奈川県在宅重度障害者等	(1)	- 地方税関係情報であって規則で定める
		手当支給条例(昭和44年神		€ 0
		奈川県条例第9号)による		
		支給に関する事務であって		よる障害児入所支援若しくは措置(同法
				5011日ルババス級行し、1631日(円位

規則で定めるもの 第27条第1項第3号の措置をいう。) に関 する情報であって規則で定めるもの (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合 的に支援するための法律による自立支援 給付の支給に関する情報であって規則で 定めるもの (4) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283号) による身体障害者手帳、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25年法律第123号) による精神障害者保 健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法 (昭和35年法律第37号) にいう知的障害 者に関する情報であって規則で定めるも \mathcal{O} (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法

(提案理由)

逗子市重度心身障がい者(児)手当支給事業の見直しに当たり、制定の要あるため提 案する。

律(昭和39年法律第134号)による障害児

福祉手当又は特別障害者手当に関する情

報であって規則で定めるもの